

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、7 回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

大上八丁目地区及び深谷南五丁目地区については計画図等の不整合を修正し、落合南一・二丁目地区については、行政境界の確定に伴い界線の変更を行うものです。